

令和 6 年度守谷市社会福祉法人指導監査実施方針

守谷市

守谷市社会福祉法人指導監査実施要綱（令和 5 年守谷市告示第 1 4 5 号。以下「市実施要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度に社会福祉法人に対して実施する一般監査において指導監査の基本方針、指導監査の実施計画及び指導監査をすべき項目、その他必要な事項について次のとおり定める。

1 指導監査の基本方針

社会福祉法人の指導監査については、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）をはじめとした関係法令及び厚生労働省通知等に基づき法人運営が適切に行われているか確認するとともに、不祥事の未然防止を図るため指導監査を実施することを基本とする。

所管法人の指導監査の実施にあたり、今年度は、適正な法人運営及び会計処理の執行状況の確認を主眼として指導監査を実施する。また、不適切な法人運営が見受けられるなど、継続的な指導を必要とする法人については、重点的に指導監査を実施する。なお、指導監査の実施に当たっては、茨城県及び守谷市役所の関係所管課が行う社会福祉施設監査等との連携を図り、効果的で実効性のある指導監査を実施することとする。

2 社会福祉法人指導監査における確認事項

社会福祉法人指導監査時におけるチェック及び指導事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 2 9 年 4 月 2 7 日付雇児発 0 4 2 7 第 7 号・社援発 0 4 2 7 第 1 号・老発 0 4 2 7 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づくものとする。

3 指導監査実施計画

- （1）市実施要綱に基づき、今年度、指導監査を行うとされた法人に対し、実地において指導監査を行うものとする。
- （2）指導監査は、概ね令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月の間に実施するものとする。日程は、対象法人と調整の上、決定する。また、法人の施

設及び事業の監査を行う茨城県所管課等と協働して日程調整を図るなど、可能な限り社会福祉施設監査等と同日に指導監査が実施できるよう努めるものとする。

4 指導監査実施体制

- (1) 一般監査（実地）は、原則として職員2名以上で行う。
- (2) 特別監査は、原則として一般監査（実地）及び社会福祉施設監査等において、不適正な会計処理等、法人運営に重大な問題を有する場合、あるいは、文書指摘等の改善が必要な事項において、これまで指導を行っているにもかかわらず、それに従わず改善が認められない場合等に随時実施することとする。また、特別監査は、所管課等の職員と連携を密にし、協働して情報共有を図りながら、それぞれの所管の監査で把握した問題点等の実態解明を図るものとする。
- (3) 一般監査（実地）及び特別監査は、法人の資産規模、所管施設数、財務状況及びこれまでの監査結果を踏まえて総合的に勘案し実施するものとする。
- (4) 一般監査（実地）及び特別監査においては、必要に応じて公認会計士等の専門知識を有する者の随行による指導監査を実施できるものとする。

5 指導監査実施方法

- (1) 監査の実施に当たっては、重点化及び効率化の観点から、事前に提出された以下の資料及び指導監査ガイドラインに基づき令和5年度の法人の運営状況について確認を行う。ただし、必要に応じて、令和4年度以前及び令和6年度の法人の決算及び運営状況について確認を行う。
 - ①令和5年度社会福祉法人指導監査調書（事前提出）
 - ②社会福祉法第59条第1項の規定に基づき所轄庁に届け出ることが義務付けられている書類等
- (2) (1) ①に掲げる監査調書の内容については、別に定める。

6 指導監査における重点項目

- (1) 1の基本方針のとおり、適正な法人運営及び会計処理が行われているかの確認を主眼とし、特に以下の点について重点項目とする。
 - ①会計処理の状況

- ②資産の管理状況
 - ③理事・監事の選任手続き及び理事会の招集、運営状況
 - ④評議員の選任手続き及び評議員会の招集、運営状況
 - ⑤監事監査の実施状況
 - ⑥その他、特に重点的に指導すべき項目
- (2) 所轄庁がその指導監査で指摘した文書指摘事項に対する改善状況について、法人から提出された改善報告書のとおり、実際の法人運営において改善ができているか指導監査において確認を行う。なお、これまで所轄庁がその指導監査で指摘した文書指摘事項及び不適切な会計処理等において改善が確認できない場合は、改善ができない理由など、詳細な調査による原因を究明して改善の見込みを確認する。

7 指導監査結果の公表等について

- (1) 指導監査当日において、講評時の立会い等、可能な限り監事の同席を求める。
- (2) 指導監査を行った際の文書指摘事項については、その結果を公表することとし、指導監査実施通知及び結果通知にその旨を明記する。
- (3) 指導監査実施結果は、指導監査を実施してから速やかに指導監査を行った法人宛てに通知するよう努める。
- (4) 文書指摘事項について必要な措置が講じられない法人に対しては、個々の事案に応じ、社会福祉法に基づき厳正に対処し、指導の実効性を確保する。